

鳥獣保護区の管理について

1 国指定鳥獣保護区の管理

- (1) 法第 28 条第 2 項及び第 29 条第 4 項の規定に基づく鳥獣保護区及び特別保護地区の保護に関する指針に基づく保護管理。保護に関する指針は、鳥獣保護区指定の際に実施する自然環境及び社会環境調査を活用して定める。

①管理方針（記載例）

モニタリング調査等による生息状況の把握、利用者や地域住民への普及啓発、保護鳥獣に影響を及ぼす鳥獣や植物の除去等

②法第 28 条の 2 に基づく保全事業

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的と鳥獣の生息状況に照らして必要がある場合、生息地の保護及び整備を図ることを目的として施設の設置等を行う。保全事業を開始する前に、鳥獣の生息環境の悪化の原因や事業の内容を定める事業実施計画を作成するために必要な自然環境調査を実施する。

- (2) 国指定鳥獣保護区管理業務実施要領に基づく管理業務（都道府県指定鳥獣保護区の管理についても本要領を参考とする。）

巡視（密猟等の違反行為の防止、自然解説等の利用者指導）施設の整備及び管理（標識、管理棟等）国指定鳥獣保護区の保護及び利用に必要な調査等、国指定鳥獣保護管理員（巡回、利用者の指導、生息状況調査等）の設置等

2 国指定鳥獣保護区管理の実施状況

(1) 通常管理

職員、国指定鳥獣保護区管理員による巡視や生息状況の調査等



職員による海鳥調査（天売島）



国指定鳥獣保護区管理員による巡回（北アルプス）



イベント（高校生・大学生対象）
で実施した底生動物調査（谷津）



グリーンワーカーによる鳥類調査
（藤前干潟）

(2) 保護鳥獣に影響を及ぼす鳥獣や植物の除去等



グリーンワーカーによるアオサ除去（谷津）



囲いわなによるエゾシカ捕獲（釧路湿原）

(3) 法第 28 条の 2 に基づく保全事業

- ① 実施時期 平成 19 年～
- ② 実施箇所 11 か所（クッチャロ湖、宮島沼、ユルリ・モユルリ、谷津、鳥島、片野鴨池、七ツ島、浜甲子園、舟志ノ内、大東諸島、漫湖）
- ③ 実施内容 土砂流入・流出防止、干潟減少防止、植生復元、ネズミ、ウサギ等の駆除、防鹿柵設置等



干潟減少防止のための養砂（谷津）



干潟の再生（浜甲子園）



ダイトウビロウの植栽（大東諸島）



アホウドリ繁殖地への
土砂流入防止施設の整備（鳥島）

国指定鳥獣保護区における生息環境悪化と対応状況

事務所名	国指定鳥獣保護区名	生息環境悪化の要因		対応	備考
		鳥獣による影響	その他の影響		
北海道	天売	ノネコ (アホウドリへの食害)		自治体・獣医師会・動物愛護団体等と連携して捕獲・島外搬出・避妊去勢・順化等の取り組みを実施。マリンワーカー事業でも実施。	
	宮島		土砂の流入による湖水汚染	保全事業実施	
	浜頓別		肥料等の流入による水質汚染	保全事業実施	
釧路	知床	エゾシカ		公園事業(シャープシューティング)により捕獲等を実施	
	厚岸・別寒辺牛・霧多布	エゾシカ		個体数モニタリング、電気柵効果モニタリングを実施 北海道による捕獲等事業も実施(霧多布湿原)	
	風蓮湖	エゾシカ		GPSによる行動モニタリングや地元によるわな捕獲を実施	
	野付半島	エゾシカ		地元によりわな捕獲を実施	
	ユルリ・モユルリ	ドブネズミ		保全事業実施	
	仏沼		草原の乾燥化		
			ウシガエルの侵入 (水棲昆虫等の減少)	グリーンワーカー事業で駆除を実施	
	十和田		外来植物(オオハンゴウソウ、セイヨウタンポポ等)の侵入	グリーンワーカー事業で駆除を実施	
	白神山地	ニホンジカ		周辺域においてニホンジカが確認されるようになったことから、公園課で対応中。	
	森吉山		オオハンゴンソウの侵入	グリーンワーカー事業で駆除を実施	
	大湯草原		ヒメガマの繁茂による陸地化	グリーンワーカー事業でヒメガマの刈り取りを実施	
			草原の森林化	グリーンワーカー事業で木竹の伐採を実施	
	日出島		営巣地土壌の崩落、流失	グリーンワーカー事業で土壌流失防止柵等を設置	
	伊豆沼		ブラックバス等特定外来魚の侵入	県、市、NPO等と共に駆除事業を実施。	
			オオハンゴンソウの侵入	グリーンワーカー事業で駆除を実施	
			ハスの繁茂	グリーンワーカー事業でハスの刈り取りを実施	
	化女沼		ヒシの繁茂	地元NPO、企業等によってヒシの回収等を実施	
	蕪栗沼・周辺水田		塹の陸地化	大崎市、NPOで対策を実施	
仙台海浜		津波による生息地環境への影響	鳥獣保護区のほぼ全域が平成23年の津波によって被災し、環境が激変した。復興特会予算を用いて、環境の変化、餌資源(ベントス)と鳥類等のモニタリング調査を実施		
涸沼		上流からの排水負荷による水質悪化	茨城県が涸沼の水質保全対策を実施	参考: 第3期涸沼水質保全計画(茨城県)	

事務所名	国指定鳥獣保護区名	生息環境悪化の要因		対応	備考
		鳥獣による影響	その他の影響		
関東	瓢湖	なし	不適切な管理による水質の悪化、沈泥等による湖の浅底化		水鳥への餌やりや、ハス葉の処理など市による管理の問題もある。
	谷津干潟		干潟減少、アオサ	保全事業実施	
	鳥島		土砂流入	保全事業実施	
中部	紀伊長島	カワウ		支障を来す种群の管理により生態系保全を目指している	
	白山	ニホンジカ		現在、鳥獣保護区内でのシカの被害はみられないが、周辺からの侵入のおそれがあるため、中部事務所国立公園課予算で調査中	
	七ツ島	アナウサギ		保全事業実施	
長野自然環境事務所	北アルプス鳥獣保護区	ニホンジカ		まだ低密度であり、植生衰退などの顕著な被害は出ていないが、今後の急激な増加を懸念し、モニタリングを中心とした対策や、専門家を含めて検討を実施	
		イノシシ		中部森林管理局により被害調査が実施された	
	浅間鳥獣保護区	ニホンジカ		生息状況や被害状況の調査や、山麓部国有林内における関係機関が連携した捕獲(くくり罠と巻き狩り)を実施。	標高の高い低密度地域における有効な捕獲手法の確立やカモシカの錯誤捕獲への対応が必要
	浅間鳥獣保護区	イノシシ		地元自治体個体数調整(檻、くくり罠)を実施	ツキノワグマの錯誤捕獲を警戒し、思うように対策がとれていない
	北アルプス鳥獣保護区	ニホンザル(ライチョウを捕獲しているところを目撃される)			
近畿	浜甲子園		阪神・淡路大震災による干潟の減少	保全事業実施	
	大台山系	ニホンジカ		公園事業で防護柵の設置、捕獲等を実施	
	冠島・沓島	ドブネズミ			研究団体が個体数を調査中
	円山川	ニホンジカ		兵庫県と豊岡市が有害駆除を実施	
中国四国	剣山山系	ニホンジカ		地元自治体その他関係機関と連携して捕獲等を実施	一部奥山についてはアプローチが困難なため未実施
九州	舟志ノ内	ニホンジカ		保全事業実施	
那覇	湯湾岳	ノネコ	希少生物の盗掘・盗採	関係機関と合同パトロール等を実施	
	屋我地		釣り、カヌー等人の侵入 赤土流入による水質悪化等		
	漫湖		マングローブの繁茂	保全事業実施後のモニタリング実施中。マングローブ拡大防止(稚樹抜き)を職員及びボランティアで年数回実施中。	
	大東諸島		外来種(タイワンカブト)の侵入等によるピロウ林の減少	保全事業の実施	
	池間		土砂の流入、水草の繁茂	28年度から保全事業を実施	